令和4年11月22日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第83号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第84号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
議案第85号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正	
-	する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第86号	指定管理者の指定について(秩父市地場産業センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
議案第87号	秩父市行政組織条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
議案第88号	秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第89号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
議案第90号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に	
ļ	関する条例·····	20
議案第91号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
議案第92号	秩父市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
議案第93号	令和4年度秩父市一般会計補正予算(第6回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
議案第94号	令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
議案第95号	令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第2回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
議案第96号	令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
議案第97号	令和4年度秩父市戸別合併処理净化槽事業特別会計補正予算(第2回)・・・・	7 2
議案第98号	令和4年度秩父市立病院事業会計補正予算(第1回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
議案第99号	令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算(第1回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6

議案第83号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、1 2月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同 項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合 には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から 適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正 後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

損 O区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級
) }	号給	給料月額	給料月額						
	1	円 150, 100	円 191, 500	円 227, 600	円 266, 000	円 290, 700	円 319, 200	円 362, 900	408, 10
	2	151, 200	193, 300	229, 500	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 50
	3	152, 400	195, 100	231, 200	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 00
	4	153, 500	196, 900	232, 800	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 40
	5 6	154, 600 155, 700	198, 500 200, 300	234, 400 236, 000	272, 700 274, 500	298, 800 300, 800	328, 100 330, 100	372, 400 374, 900	417, 30 419, 60
	7	156, 800	202, 100	237, 500	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 70
	8	157, 900	203, 900	239, 000	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 90
	9	158, 900 160, 300	205, 400	240, 300	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 90
	10 11	160, 300 161, 600	207, 200 209, 000	241, 900 243, 400	282, 200 284, 100	308, 400 310, 600	338, 600 340, 600	384, 800 387, 400	428, 00 430, 10
	12	162, 900	210, 800	244, 900	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 20
	13	164, 100	212, 400	246, 000	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 9
	14	165, 600	214, 200	247, 500	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 70
	15 16	167, 100 168, 700	216, 000 217, 800	249, 000 250, 300	291, 200 292, 600	319, 300 321, 400	348, 600 350, 600	397, 000 399, 400	437, 70 439, 70
	17	169, 800	219, 200	251, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 60
	18	171, 200	221,000	253, 000	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 40
	19	172, 600	222, 700	254, 300	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 20
	20 21	174, 000 175, 300	224, 500 226, 100	255, 500 256, 800	300, 500 302, 400	329, 300 331, 000	358, 000 359, 900	406, 900 408, 800	446, 90 448, 70
	22	177, 800	227, 800	258, 200	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 20
	23	180, 300	229, 400	259, 600	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 60
	24	182, 800	230, 900	261, 100	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 10
	25 26	185, 200 186, 900	232, 200 233, 800	262, 700 264, 400	310, 300 312, 400	338, 600 340, 500	367, 700 369, 600	416, 100 417, 600	454, 50 455, 80
	27	188, 500	235, 400	266, 000	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 10
	28	190, 200	236, 900	267, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 30
	29	191, 700	237, 900	269, 400	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 30
	30 31	193, 400 195, 200	239, 400 240, 700	271, 200 272, 900	320, 100 322, 200	347, 800 349, 700	376, 900 378, 700	423, 600 424, 900	460, 0 460, 8
	32	196, 900	241, 900	274, 600	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 5
	33	198, 500	243, 100	276, 200	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 20
	34 35	199, 900 201, 400	244, 100 245, 100	277, 900 279, 700	327, 500 329, 400	355, 200 357, 000	383, 500 385, 000	428, 600 429, 900	463, 0 463, 7
	36	202, 900	246, 100	281, 200	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 30
	37	204, 200	247, 200	282, 400	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 80
	38	205, 500	248, 100	284, 100	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 4
	39 40	206, 700 208, 000	249, 000 250, 000	285, 700	337, 300 339, 200	362, 800 364, 200	390, 400 391, 500	433, 900 434, 700	466, 00 466, 60
	41	209, 300	250, 900	287, 400 289, 000	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 10
	42	210, 600	252, 200	290, 700	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 60
	43	211, 900	253, 400	292, 500	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 00
	44 45	213, 200 214, 300	254, 700 256, 000	294, 300 295, 800	346, 700 348, 200	368, 600 369, 400	396, 100 396, 800	437, 400 438, 200	468, 30 468, 60
	46	215, 600	257, 400	297, 500	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	400, 00
	47	216, 900	258, 600	299, 000	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
	48	218, 200	259, 800	300, 600	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
	49 50	219, 200 220, 300	260, 900 262, 100	302, 200 303, 900	354, 200	373, 000	,	440, 600	
	51	221, 300	263, 400	305, 500	355, 000 356, 200	373, 800 374, 600	400, 100 400, 600	441, 000 441, 400	
	52	222, 300	264, 500	307, 200	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
	53	223, 300	265, 600	308, 100	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
	54 55	224, 200 225, 100	266, 600 267, 800	309, 600 311, 100	359, 200 360, 100	376, 800 377, 500	401, 700 402, 000	442, 600 443, 000	
	56	226, 000	268, 900	312, 700	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
	57	226, 300	269, 900	314, 300	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
	58 50	227, 100	270, 900	315, 900	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
	59 60	227, 800 228, 500	272, 000 273, 100	317, 500 319, 000	363, 500 364, 200	379, 900 380, 600	403, 200 403, 500	444, 300 444, 600	
	61	229, 200	274, 000	320, 500	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
	62	230, 000	275, 000	321, 700	365, 200	381, 700	404, 100	·	
任	63	230, 700	275, 900	322, 900	365, 900	382, 300	404, 400		
職	64 65	231, 300 231, 900	277, 000 278, 100	324, 100 324, 800	366, 600 366, 900	382, 900 383, 300	404, 700 405, 000		
以の	65 66	232, 500	279, 100	325, 700	367, 600	383, 900	405, 300		
員	67	233, 100	280, 000	326, 500	368, 300	384, 500	405, 600		
	68	233, 800	281, 000	327, 300	369, 000	385, 100	405, 900		
	69 70	234, 500 235, 100	281, 500 282, 400	328, 200 328, 600	369, 300 369, 900	385, 500 386, 000	406, 100 406, 400		
	71	235, 600	283, 100	329, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
	72	236, 300	284, 000	330, 100	371, 200	387, 100	407, 000		
	73	237, 000	285, 000	330, 900	371, 500	387, 400	407, 200		
	74 75	237, 600	285, 800	331, 600	372, 100	387, 800	407, 500		
	75 76	238, 200 238, 700	286, 600 287, 400	332, 300 333, 000	372, 800 373, 400	388, 200 388, 600	407, 800 408, 000		
	77	239, 300	288, 200	333, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
	78	240,000	288, 700	334, 100	374, 300	389, 200	408, 500		
	79	240, 700	289, 100	334, 600	374, 900	389, 500	408, 800		
	80 81	241, 200 241, 700	289, 600 289, 800	335, 200 335, 500	375, 400 375, 900	389, 800 390, 000	409, 000 409, 200		
	82	241, 700	290, 100	336, 000	376, 500	390, 300	409, 500		
		242, 900	290, 300	336, 400	377, 000	390, 600	409, 800		
l	83 84	212,000	290, 700	336, 900					

再任	85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 129	243, 900 244, 500 245, 100 245, 100 246, 600 246, 900 247, 300 247, 600	290, 900 291, 100 291, 500 291, 800 292, 100 292, 400 292, 700 293, 100 293, 100 294, 900 294, 700 294, 900 295, 800 296, 900 297, 100 297, 400 297, 800 297, 100 297, 800 298, 800 299, 900 299, 300 299, 300 299, 300 301, 300 301, 300 301, 300 301, 300 301, 900 302, 700 303, 300 303, 300 303, 300 303, 300 303, 900 304, 200	337, 300 337, 800 337, 800 338, 300 339, 100 340, 400 340, 400 341, 100 341, 600 342, 200 342, 200 343, 100 343, 500 344, 500 344, 500 345, 500 345, 900 346, 300 347, 200 347, 600 348, 500 347, 200 347, 600 348, 500 349, 200 349, 500 350, 000	378, 200 378, 600 379, 000 379, 400 380, 300 380, 700 381, 000	391, 000 391, 300 391, 600 392, 000 392, 300 392, 800 393, 000	410, 200		
用職 員 備者		187,700 t 他の給料表	,	255, 200	,	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員	職務の級	1級	2級	3級
か区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	ŀ
	1	284, 400	444, 100	566, 50
	2	287, 300	446, 400	569, 60
	3	290, 200	448, 700	572, 70
	4	293, 100	451, 000	575, 80
	5	296, 000	453, 300	578, 70
	6	298, 900	455, 600	581, 10
	7	301, 800	457, 900	583, 50
	8 9	304, 700	460, 200	585, 90
	10	307, 600 310, 500	462, 500 464, 800	588, 10 589, 60
	11	313, 400	467, 100	591, 10
	12	316, 300	469, 400	592, 60
	13	319, 200	471, 700	594, 10
	14	322, 100	474, 000	595, 20
	15	325, 000	476, 200	596, 30
	16	327, 900	478, 500	597, 20
	17	330, 800	480, 700	598, 40
	18	333, 700	482, 900	599, 40
	19	336, 600	485, 100	600, 40
	20	339, 500	487, 300	601, 40
	21	342, 400	489, 300	602, 40
	22	345, 300	491, 400	603, 40
	23	348, 200	493, 500	604, 40
	24	351, 100	495, 600	605, 40
	25	354,000	497, 700	606, 40
	26	356, 900	499, 800	607, 4
	27	359, 800	501, 900	608, 4
	28	362, 700	504,000	609, 4
	29	365, 600	506, 100	610, 4
	30	368, 500	508, 100	611, 40
	31	371, 400	510, 100	612, 40
	32	374, 300	512, 100	613, 40
	33	377, 200	513, 900	614, 40
	34	380, 100	515, 700	615, 4
	35	383, 000	517, 600	616, 4
	36	385, 900	519, 500	617, 4
	37	388, 800	521, 200	618, 4
	38	391, 700	523, 000	619, 4
	39	394, 600	524, 800	620, 4
	40	397, 500	526, 600	621, 4
	41	400, 400	528, 200	622, 4
	42	403, 300	530, 000	623, 4
	43	405, 900	531, 800	624, 4
	44	408, 600	533, 600	625, 4
	45	411, 000	535, 200	626, 4
	46	413, 300	537, 000	627, 4
	47	415, 400	538, 700	628, 4
	48	417, 300	540, 500	629, 4
	49	419, 500	542, 100	630, 4
	50	422, 200	543, 700	631, 4
	51	424, 800	545, 100	632, 4
	52 52	427, 500	546, 700	633, 4
	53 54	429, 900	548, 200	634, 4
	54	432, 400	549, 600	635, 4
	55 56	434, 800	551,000	636, 4
	56 57	437, 300	552, 300	637, 4
	57 50	439, 300	553, 500 554, 500	638, 4
	58 59	441, 700 444, 000	554, 500 555, 500	639, 4 640, 4
	60	446, 400	556, 500	641, 4
	61	447, 900	557, 500	642, 4
	62	450, 300	558, 400	643, 4
	63	452, 600	559, 300	644, 4
	64	454, 900	560, 200	645, 4
	65	456, 900	561, 000	646, 4
	66	459, 200	561, 900	647, 4
	67	461, 400	562, 800	648, 4
	68	463, 700	563, 700	649, 40
	69	465, 800	564, 600	650, 4
	70	468, 100	565, 500	651, 40
	71	470, 400	566, 400	652, 4
	72	470, 400	567, 100	653, 40
	73	474, 600	568, 000	654, 40
	74	476, 700	568, 900	655, 40

		•		
	76	480, 900	570, 700	657, 400
	77	483, 000	571,600	658, 400
	78	484, 800	572, 500	659, 400
	79	486, 600	573, 400	660, 400
	80	488, 400	574, 300 575, 200	661, 400
	81 82	490, 100 491, 900	575, 200 576, 100	662, 400 663, 400
	83	493, 700	577, 000	664, 400
	84	495, 500	577, 900	665, 400
	85	497, 100	578, 800	666, 400
	86	498, 800	579, 700	667, 400
	87	500, 600	580, 600	668, 400
	88	502, 400	581, 500	669, 400
	89	504,000	582, 400	670, 400
	90 91	505, 300 506, 600	583, 300 584, 200	671, 400 672, 400
	92	507, 900	585, 100	673, 400
	93	508, 900	586, 000	674, 400
	94	510, 200	586, 900	675, 400
	95	511, 500	587, 800	676, 400
	96	512, 800	588, 700	677, 400
	97	513, 800	589, 600	678, 400
	98	514, 600	590, 500	679, 400
	99 100	515, 400 516, 200	591, 400 592, 300	680, 400 681, 400
	100	517, 100	593, 200	682, 400
	102	517, 900	594, 100	683, 400
	103	518, 800	595, 000	684, 400
	104	519, 600	595, 900	685, 400
	105	520, 500	596, 800	686, 400
再任	106	521, 400	597, 700	687, 400
用職	107	522, 100	598, 600	688, 400
員以	108 109	523, 000 523, 900	599, 500 600, 400	689, 400 690, 400
外の	110	523, 900 524, 700	601, 300	691, 400
職員	111	525, 600	602, 200	692, 400
	112	526, 500	603, 100	693, 400
	113	527, 300	604, 000	694, 400
	114	528, 200	604, 900	695, 400
	115	529, 100	605, 800	696, 400
	116	529, 800	606, 700	697, 400
	117	530, 600	607, 600	698, 400
	118 119	531, 500 532, 400	608, 500 609, 400	699, 400 700, 400
	120	533, 300	610, 300	700, 400
	121	534, 100	611, 200	702, 400
	122	535, 000	612, 100	703, 400
	123	535, 900	613,000	704, 400
	124	536, 800	613, 900	705, 400
	125	537, 600	614, 800	706, 400
	126 127	538, 500 520, 400	615, 700	707, 400
	128	539, 400 540, 300	616, 600 617, 500	708, 400 709, 400
	129	541, 100	618, 400	710, 400
	130		619, 300	121, 211
	131		620, 200	
	132		621, 100	
	133		622, 000	
	134		622, 900	
	135 136		623, 800 624, 700	
	137		625, 600	
	138		626, 500	
	139		627, 400	
	140		628, 300	
	141		629, 200	
	142		630, 100	
	143		631, 000	
	$\frac{144}{145}$		631, 900 632, 800	
	146		633, 700	
	147		634, 600	
	148		635, 500	
	149		636, 400	
	150		637, 300	
	151		638, 200	
	152		639, 100	
	153 154		640, 000 640, 900	
	154 155		640, 900 641, 800	
	156		642, 700	
	157		643, 600	
	158		644, 500	
	159		645, 400	
1 1	160		646, 300	

161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178		647, 200 648, 100 649, 000 649, 900 650, 800 651, 700 652, 600 653, 500 654, 400 655, 300 656, 200 657, 100 658, 000 658, 900 659, 800 660, 700 661, 600 662, 500 663, 400	
181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195		665, 200 666, 100 667, 000 667, 900 668, 800 669, 700 670, 600 671, 500 672, 400 673, 300 674, 200 675, 100 676, 900 677, 800	
196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209		678, 700 679, 600 680, 500 681, 400 682, 300 683, 200 684, 100 685, 000 685, 900 686, 800 687, 700 688, 600 689, 500 690, 400	
210 211 211 212 213 214 215 216 217 再任 用職 員	393, 000	691, 300 691, 300 692, 200 693, 100 694, 000 694, 900 695, 800 696, 700 697, 600	565, 900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

Fig.			表 (2)				-
分別	~ \		1級	2級	3級	4級	5級
日 1 1 166,000 201,200 252,400 282,100 284,000 169,200 204,400 254,700 286,100 284,100 264,100 254,700 286,100 288,100 170,800 206,000 254,700 288,100 288,100 277,100 290,200 277,100 290,200 290,							給料月額
2 167,600 202,800 253,500 284,000 286,100 1 4 170,800 206,000 256,000 288,100 1 5 172,400 276,600 256,000 288,100 1 7 175,500 210,800 296,200 258,400 292,300 7 175,500 210,800 296,200 258,400 292,300 1 7 175,500 210,800 261,800 294,200 1 10 180,400 215,600 261,800 298,900 288,00 1 10 180,400 215,600 262,500 294,900 1 1 180,400 215,600 262,500 294,900 1 1 180,400 215,600 263,400 301,500 1 1 1 182,200 217,200 286,400 301,500 1 1 1 182,200 217,200 285,400 303,100 1 1 1 1 185,200 200,400 295,500 305,100 1 1 1 1 185,200 200,400 295,500 305,100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				• •			円
4 170,800 206,000 254,700 286,100 288,100 6 1714,000 209,200 257,200 299,200 288,100 6 1714,000 209,200 257,200 299,200 208, 400 258,400 292,300 17 175,500 210,800 258,500 294,200 201,800 8 177,200 212,400 266,500 294,200 296,200 10 180,400 215,600 268,500 294,200 211,800 261,800 298,000 211,800 215,600 208,200 299,900 11 182,000 217,200 263,300 301,500 211,1 182,000 217,200 263,300 301,500 11 183,500 218,800 221,000 265,500 303,100 11 188,500 222,000 204,400 265,500 303,100 11 188,500 222,000 266,400 307,000 11 188,800 222,000 266,400 307,000 11 18 186,500 222,000 276,500 309,100 11 17 191,500 226,800 270,200 311,100 11 17 191,500 226,800 270,200 311,100 11 18 193,100 298,400 271,900 315,100 20 196,300 216,500 317,200 20 196,300 213,600 277,000 31,300 20 196,300 213,600 277,000 31,300 21 19 191,700 230,000 273,600 317,200 21 197,800 233,000 277,000 32,100 22 199,300 244,600 278,700 323,100 22 199,300 244,600 278,700 323,100 22 199,300 246,600 278,700 323,100 22 199,300 246,600 278,700 323,100 22 199,300 246,600 278,700 323,100 22 29 20,400 236,600 377,000 32,100 236,600 377,000 32,100 22 21 29,300 246,600 283,700 328,600 328,500 328,600 328,500 334,600 335,800 321,200 335,800 321,200 335,800 321,200 335,800 321,200 335,800 321,200 335,800 336,500 344,600 337,400 339,300 346,600 337,400 339,300 346,600 337,400 339,300 346,600 338,500 344,600 339,300 346,600 338,500 334,600 338,500 334,600 338,500 334,600 338,500 334,600 338,500 334,600 338,500 334,600 335,600 336,500 334,600 336,500 334,600 336,500 334,600 336,500 334,600 336,500 334,600 336,500 336,600 336,500 336,600 336,500 336,600 337,600 336,600 337,600 336,600 337,60							327, 000
4						· ·	329, 000 331, 200
5							333, 400
175,600							335, 200
8					258, 400	292, 300	337, 400
9			· ·				339, 400
10			· ·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	341, 600
11							343, 400 345, 500
12							347, 600
14							349, 700
15		13	185, 200	220, 400	265, 300	305, 100	351, 200
16					· ·		353, 200
17							355, 100
18							357, 100 358, 900
日 19						,	360, 900
日本日本							362, 900
22	- ;	20	196, 300	231, 600	275, 300	319, 300	364, 900
23							366, 700
24							368, 700
25							370, 800 372, 900
26							374, 300
28						· ·	376, 100
29		27	207, 300	241, 400	287, 200	332, 500	377, 900
30							379, 600
31							381, 400
32							382, 900 384, 500
33						· ·	386, 200
35							387, 500
36				249, 800		344, 600	388, 800
37							390, 100
38							391, 300
39							392, 400 393, 600
40 227, 300 256, 000 308, 200 355, 100 41 228, 500 257, 000 309, 900 356, 300 42 229, 900 258, 100 311, 600 357, 400 43 231, 200 259, 200 313, 200 358, 600 44 232, 400 260, 400 314, 900 359, 800 45 233, 600 261, 800 315, 800 361, 000 47 236, 400 265, 000 318, 700 363, 000 48 237, 700 266, 500 321, 700 363, 000 364, 100 50 240, 000 267, 800 321, 700 365, 100 50 240, 000 269, 500 323, 000 364, 100 51 240, 900 271, 100 324, 200 367, 100 52 242, 100 272, 700 325, 500 368, 100 55 244, 500 274, 100 326, 600 369, 700 55 245, 600 277, 200 328, 700 371, 500 56 246, 700 278, 600 329, 700 371, 500 56 246, 700 278, 600 329, 700 371, 500 56 247, 800 279, 800 330, 200 372, 000 56 247, 800 279, 800 330, 200 372, 000 56 246, 700 278, 600 329, 700 371, 500 57 247, 800 279, 800 330, 200 372, 000 58 248, 700 281, 200 331, 100 372, 800 59 249, 600 282, 700 331, 100 372, 800 59 249, 600 282, 700 331, 100 372, 800 59 249, 600 282, 700 331, 100 372, 800 59 249, 600 282, 700 331, 900 373, 600 60 250, 400 284, 200 332, 800 374, 400 61 251, 500 289, 100 334, 500 376, 200 86, 266, 800 299, 700 335, 800 374, 800 376, 900 80,							394, 700
42							395, 800
43							396, 600
44 232, 400 260, 400 314, 900 359, 800 455 233, 600 261, 800 315, 800 361, 000 466 234, 900 265, 000 317, 200 361, 800 47 236, 400 265, 000 320, 300 364, 100 49 238, 700 266, 500 320, 300 366, 100 50 240, 000 269, 500 323, 000 366, 100 51 240, 900 271, 100 324, 200 367, 100 52 242, 100 272, 700 325, 500 368, 100 53 243, 400 274, 100 326, 600 369, 700 55 245, 600 277, 200 328, 700 370, 600 55 245, 600 277, 200 328, 700 371, 500 56 246, 700 278, 600 329, 700 371, 500 57 247, 800 279, 800 329, 700 371, 500 58 248, 700 281, 200 331, 100 372, 800 59 249, 600 282, 700 331, 100 372, 800 374, 800 60 250, 400 284, 200 332, 800 374, 800 61 251, 500 289, 100 333, 200 374, 800 66 250, 400 289, 100 333, 200 374, 800 66 255, 800 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 66 258, 200 290, 700 335, 800 377, 900 67 259, 400 294, 800 337, 900 377, 900 68 260, 600 296, 400 337, 900 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 600 70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 70 266, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 500 296, 400 300, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							397, 400
45							398, 200 399, 000
46 234,900 263,400 317,200 361,800 47 236,400 265,000 318,700 363,000 48 237,700 266,500 320,300 364,100 49 238,700 267,800 321,700 365,100 50 240,000 269,500 323,000 366,100 51 240,900 271,100 324,200 367,100 52 242,100 272,700 325,500 368,100 53 243,400 274,100 326,600 368,900 354 244,500 275,600 327,600 369,700 355 245,600 277,200 328,700 370,600 56 246,700 278,600 329,700 371,500 57 247,800 279,800 330,200 372,000 58 248,700 281,200 331,100 372,800 59 249,600 282,700 331,900 373,600 60 250,400 284,200 332,800 374,400 61 251,500 285,700 333,600 374,400 61 251,500 285,700 333,600 374,400 61 251,500 285,700 333,600 374,400 61 251,500 285,700 333,600 374,400 61 255,300 290,700 335,200 376,200 第月,500 第月 66 258,200 293,500 336,500 377,300 86 266,600 294,800 337,200 377,900 68 260,600 294,800 337,200 379,900 69 261,600 294,800 337,900 379,000 60 262,900 299,200 338,600 379,000 70 262,900 299,200 338,600 379,000 70 262,900 299,200 339,100 380,600 72 265,300 302,100 340,600 381,700						0.04	399, 400
47							400,000
49							400, 500
50							400, 900
51							401, 300
52							401, 600 401, 900
53							402, 200
55							402, 500
56							402, 800
57							403, 100
58							403, 400
59 249,600 282,700 331,900 373,600 60 250,400 284,200 332,800 374,400 61 251,500 285,700 333,600 374,800 再任 62 252,800 287,400 333,900 375,500 用職 63 254,100 289,100 334,500 376,200 身少 64 255,300 290,700 335,200 376,900 外の 65 256,800 291,900 335,800 377,300 職員 66 258,200 293,500 336,500 377,900 67 259,400 294,800 337,200 378,600 68 260,600 296,400 337,900 379,200 69 261,600 297,700 338,600 379,600 70 262,900 299,200 339,100 380,100 71 264,200 300,600 339,700 380,600 72 265,300 302,100 340,300 381,100 73 266,100 303,100 340,600 381,700							403, 700 404, 000
再任 60 250, 400 284, 200 332, 800 374, 400 61 251, 500 285, 700 333, 600 374, 800 374, 800 再任 62 252, 800 287, 400 333, 900 375, 500 月職 63 254, 100 289, 100 334, 500 376, 200 340, 200 65 256, 800 291, 900 335, 200 376, 900 外の 65 256, 800 291, 900 335, 800 377, 300 376, 900 665 258, 200 293, 500 336, 500 377, 900 67 259, 400 294, 800 337, 200 378, 600 68 260, 600 296, 400 337, 900 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 600 70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							404, 300
再任 62 252,800 287,400 333,900 375,500 用職 63 254,100 289,100 334,500 376,200 員以 64 255,300 290,700 335,200 376,900 外の 65 256,800 291,900 335,800 377,300 職員 66 258,200 293,500 336,500 377,900 67 259,400 294,800 337,200 378,600 68 260,600 296,400 337,900 379,200 69 261,600 297,700 338,600 379,600 70 262,900 299,200 339,100 380,100 71 264,200 300,600 339,700 380,600 72 265,300 302,100 340,300 381,100 73 266,100 303,100 340,600 381,700							404, 700
日職 63 254,100 289,100 334,500 376,200 員以 64 255,300 290,700 335,200 376,900 外の 65 256,800 291,900 335,800 377,300 職員 66 258,200 293,500 336,500 377,900 67 259,400 294,800 337,200 378,600 68 260,600 296,400 337,900 379,200 69 261,600 297,700 338,600 379,600 70 262,900 299,200 339,100 380,100 71 264,200 300,600 339,700 380,600 72 265,300 302,100 340,300 381,100 73 266,100 303,100 340,600 381,700				285, 700		374, 800	404, 900
日本	14-						405, 200
外の 65 256,800 291,900 335,800 377,300 職員 66 258,200 293,500 336,500 377,900 67 259,400 294,800 337,200 378,600 68 260,600 296,400 337,900 379,200 69 261,600 297,700 338,600 379,200 70 262,900 299,200 339,100 380,100 71 264,200 300,600 339,700 380,600 72 265,300 302,100 340,300 381,100 73 266,100 303,100 340,600 381,700	194						405, 500
職員 66 258, 200 293, 500 336, 500 377, 900 67 259, 400 294, 800 337, 200 378, 600 68 260, 600 296, 400 337, 900 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 600 70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							405, 800 406, 000
67 259, 400 294, 800 337, 200 378, 600 68 260, 600 296, 400 337, 900 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 600 70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700	* /				· ·		100,000
68 260, 600 296, 400 337, 900 379, 200 69 261, 600 297, 700 338, 600 379, 600 70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							
70 262, 900 299, 200 339, 100 380, 100 71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							
71 264, 200 300, 600 339, 700 380, 600 72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							
72 265, 300 302, 100 340, 300 381, 100 73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							
73 266, 100 303, 100 340, 600 381, 700							
74 267, 300 304, 300 341, 200 382, 200							
75 268, 500 305, 500 341, 700 382, 800							
76 269, 600 306, 900 342, 300 383, 400 370, 500 309, 200 343, 800 383, 400							
77 270, 500 308, 200 342, 800 383, 900 78 271, 600 309, 400 343, 300 384, 400							

	95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110	286, 500 287, 100 287, 800 288, 300 288, 700 289, 100 289, 500 289, 700 289, 900 290, 300 290, 500 290, 700 290, 900 291, 300 291, 300 291, 500	322, 000 322, 500 323, 100 323, 600 324, 000 325, 000 325, 400 326, 000 326, 400 326, 800 327, 200 327, 200 327, 900 328, 100	349, 300 349, 600 349, 900 350, 300 351, 100 351, 600 352, 000 352, 400 352, 800 353, 300		
	111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126	291, 700 292, 000 292, 400 292, 700 292, 900 293, 200 293, 500 293, 700 293, 900 294, 200 294, 500	328, 500 328, 800 329, 000 329, 300 329, 600 329, 900 330, 100 330, 400 331, 000 331, 200 331, 400 331, 800 332, 000 332, 600			
再任用職員	127 128 129	215, 300	333, 000 333, 400 333, 600 243, 500	256,900	282, 100	322, 800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

員区	職務の級	1 級	2級	3級	4級	5級
<u>~~</u>	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171, 800	200, 400	261, 700	280, 800	330, 100
	2	173, 900	202, 200	262, 700	282, 700	332, 200
	3	176, 000	204, 000	263, 700	284, 600	334, 200
	4	178, 100	205, 800	264, 700	286, 500	336, 400
	5	180, 200	207, 600 209, 400	265, 700	288, 400	338, 400
	6 7	182, 300	211, 200	266, 600 267, 500	290, 000	340, 500 342, 600
	8	184, 400 186, 500	213, 000	268, 400	291, 600 293, 400	344, 700
	9	188, 600	214, 800	268, 900	295, 000	346, 200
	10	190, 700	216, 600	269, 900	296, 800	348, 200
	11	192, 800	218, 400	270, 600	298, 500	350, 100
	12	194, 900	220, 200	271, 500	300, 200	352, 100
	13	197, 000	222, 000	272, 600	301, 900	354, 000
	14	198, 900	223, 800	273, 200	303, 500	356, 100
	15	200, 900	225, 600	274, 200	304, 800	358, 200
	16	202, 800	227, 400	275, 200	306, 100	360, 200
	17	204, 900	229, 200	276, 200	307,600	362, 200
	18	206, 900	231,000	277, 200	309, 200	364, 200
	19	209, 100	232, 800	278, 200	311, 000	366, 300
	20	211, 200	234, 600	279, 300	312, 800	368, 400
	21	213, 200	236, 400	280, 600	314, 500	370, 100
	22	214, 600	238, 200	281, 800	316, 100	372, 200
	23	216, 000	240, 000	282, 800	317, 800	374, 300
	24	217, 200	241, 800	284, 000	319, 500	376, 300
	25 26	218, 600	243, 600	285, 500	320, 900	378, 300
	26	220, 000 221, 500	245, 400 247, 200	287, 100	322, 400	379, 900 381, 800
	27 28	222, 700	249, 000	288, 400 289, 700	323, 900 325, 400	383, 700
	29	224, 100	250, 400	290, 800	326, 800	385, 500
	30	225, 600	251, 700	292, 400	328, 200	387, 200
	31	227, 100	252, 800	294, 100	329, 700	389, 100
	32	228, 600	254, 100	295, 600	331, 300	390, 900
	33	229, 700	254, 900	296, 600	332, 400	392, 600
	34	231, 400	255, 800	298, 000	333, 900	394, 300
	35	233, 100	256, 700	299, 400	335, 300	396, 100
	36	234, 700	257, 500	300, 900	336, 800	397, 800
	37	236, 000	258, 600	302, 300	338, 400	399, 400
	38	237, 700	259, 600	303, 800	339, 900	401, 100
	39	239, 400	260, 400	305, 400	341, 500	402, 900
	40	241, 100	261, 300	307, 000	343, 000	404, 700
	41	242, 700	261, 800	308, 300	344, 700	406, 200
	42	244, 100	262, 700	309, 700	346, 300	407, 700
	43 44	245, 400 246, 500	263, 500 264, 300	311, 100 312, 700	347, 800 349, 400	409, 200 410, 500
	45	247, 500	265, 200	314, 200	350, 600	411, 600
	46	248, 600	265, 900	315, 600	352, 100	412, 700
	47	249, 500	266, 800	317, 000	353, 600	413, 800
	48	250, 500	267, 600	318, 500	355, 000	415, 000
	49	251, 200	268, 600	319, 300	356, 600	416, 300
	50	252, 200	269, 400	320, 700	357, 600	417, 400
	51	253, 100	270, 300	322, 100	359, 100	418,600
	52	254, 100	271, 300	323, 600	360, 400	419, 700
	53	254, 500	272, 500	324, 700	361, 800	420, 900
	54	255, 400	273, 700	326, 100	363, 200	421, 900
	55	256, 200	275, 200	327, 400	364, 500	423, 000
	56	256, 900	276, 500	328, 700	365, 900	424, 100
	57	257, 700	278, 000	330, 100	367, 400	425, 200
	58 50	258, 400	279, 400	331, 500	368, 600	425, 700
	59 60	259, 300	280, 600	332, 900	369, 700	426, 300 426, 700
	60 61	260, 100 260, 900	281, 800 283, 300	334, 200 335, 100	370, 900 372, 000	426, 700 427, 300
	62	260, 900	284, 500	336, 400	372, 000 372, 900	427, 300 427, 800
	63	262, 700	285, 900	337, 600	372, 900	428, 200
	64	263, 700	287, 100	338, 900	374, 900	428, 700
	65	264, 800	288, 100	340, 000	375, 500	429, 300
	66	266, 000	289, 400	340, 900	376, 300	429, 700
	67	267, 300	290, 700	342, 100	377, 100	430, 000
	68	268, 600	292, 100	343, 400	377, 900	430, 300
	69	270, 000	293, 400	344, 500	378, 600	430, 700
	70	271, 500	294, 800	345, 700	379, 300	
	71	272, 900	296, 300	346, 900	380, 100	
	72	274, 300	297, 800	348, 000	380, 800	
	73	275, 600	298, 900	349, 000	381, 400	
	74	276, 900	300, 200	350, 000	382, 000	
	75	278, 300	301, 400	351, 100	382, 700	
	76	279, 400	302, 800	352, 200	383, 300	
	77	280, 500	304, 200	353, 000	384, 000	
	78	281, 800	305, 500	354, 100	384, 500	

再用員外職 任職以の員	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 166 177 188 199 100 111 112 123 124 125 126 127 128 129 130 131 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 166 177 178 189 190 191 191 192 193 194 195 196 197 198 199 190 190 190 190 190 190 190	284, 400 285, 500 287, 000 288, 500 289, 900 290, 900 292, 300 293, 500 294, 800 296, 200 297, 500 298, 700 300, 000 301, 700 302, 800 304, 000 305, 100 306, 300 307, 500 308, 600 309, 900 311, 100 312, 300 313, 500 315, 700 316, 300 317, 000 315, 700 316, 300 317, 300 320, 200 320, 800 321, 200 322, 700 323, 100 324, 500 325, 800 325, 800 326, 100 326, 500 327, 200 327, 500 328, 300 329, 700 329, 300 329, 700 329, 300 329, 700 329, 300 329, 700 329, 300 331, 400 331, 400 331, 700 332, 500 333, 900 331, 000 331, 400 331, 700 332, 500 333, 900 333, 900 333, 900 333, 900 333, 900 334, 600 335, 800 335, 800 335, 800 336, 100 335, 800 335, 800 335, 800 335, 800 335, 800 335, 800 335, 800 336, 900 337, 300	308, 300 309, 100 310, 300 311, 500 312, 900 314, 000 315, 300 316, 600 317, 800 320, 400 321, 700 323, 000 324, 800 325, 900 326, 800 328, 100 329, 900 331, 100 332, 200 331, 100 332, 200 331, 900 341, 900 344, 800 345, 600 340, 900 341, 900 341, 900 341, 900 342, 800 343, 800 344, 800 345, 600 346, 400 347, 200 347, 800 348, 400 349, 100 349, 700 350, 100 351, 900 351, 900 352, 300 355, 700 356, 200 357, 700 356, 200 357, 700 357, 200 357, 700 358, 600 359, 900 359, 900 360, 800 361, 800 362, 300 362, 600	356, 300 357, 000 357, 800 358, 600 359, 300 360, 400 361, 500 362, 100 362, 600 363, 200 364, 100 365, 600 365, 900 366, 400 366, 800 367, 700 368, 200 369, 200 369, 200 369, 800 370, 300 371, 200 371, 800 372, 800 373, 300 374, 800 374, 800 375, 300 375, 900	385, 600 386, 600 387, 100 387, 400 388, 200 388, 900 389, 200 390, 200 390, 900 391, 300 391, 800 392, 200 392, 600	
-------------	--	--	--	--	--	--

	165	337, 600				
再用用員		255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第84号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222. 5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の212.5、1 2月に支給する場合においては100分の222.5」を「100分の217. 5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第85号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年秩 父市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222. 5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の212.5、1 2月に支給する場合においては100分の222.5」を「100分の217. 5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第86号

指定管理者の指定について(秩父市地場産業センター)

秩父市地場産業センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を 求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市宮側町1番7号
 - (2) 名 称 秩父市地場産業センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市熊木町 9番 5号
 - (2) 名 称 一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社
 - (3) 代表者 理事長 北堀 篤
- 3 指定する期間

令和5年1月1日から令和7年3月31日まで

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設の新規設置にあたり、一般財団法人 秩父地域地場産業振興センターの地域 産業振興業務を承継し専門性を有するとともに、現在当該施設の管理実績が良好で ある、一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社を指定管理者に指定したいため。

議案第87号

秩父市行政組織条例の一部を改正する条例

秩父市行政組織条例(平成17年秩父市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市長室」を「総合政策部」に改め、「環境部」を削り、「産業観光部」 「環境部

を 産業観光部 に改める。

農林部

第2条市長室の項中「市長室」を「総合政策部」に改め、同条環境部の項を削り、 保健医療部の項の次に次の1項を加える。

環境部

- 1 環境の維持及び保全に関すること。
- 2 衛生に関すること。
- 3 公害の防止に関すること。
- 4 下水道に関すること。
- 5 聖地公園に関すること。

第2条産業観光部の項第3号を削り、同項の次に次の1項を加える。

農林部

- 1 農業、畜産業及び水産業に関すること。
- 2 林業及び森林整備に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秩父市総合振興計画審議会条例の一部改正)

2 秩父市総合振興計画審議会条例(平成17年秩父市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市長室」を「総合政策部」に改める。

(秩父市行政改革推進委員会条例の一部改正)

3 秩父市行政改革推進委員会条例(平成17年秩父市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市長室」を「総合政策部」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

4 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一

部を次のように改正する。

別表第3ア行政職給料表等級別基準職務表中「、市長室長」及び「、市長室次長」を削る。

(秩父市農政総合推進協議会条例の一部改正)

5 秩父市農政総合推進協議会条例(平成17年秩父市条例第199号)の一部を 次のように改正する。

第8条中「産業観光部」を「農林部」に改める。

(秩父市林業振興推進協議会条例の一部改正)

6 秩父市林業振興推進協議会条例(平成17年秩父市条例第214号)の一部を 次のように改正する。

第7条中「環境部」を「農林部」に改める。

(秩父市公設地方卸売市場条例の一部改正)

7 秩父市公設地方卸売市場条例(平成17年秩父市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第82条中「産業観光部」を「農林部」に改める。

(秩父市消防賞じゅつ金等審査委員会条例の一部改正)

8 秩父市消防賞じゅつ金等審査委員会条例(平成17年秩父市条例第260号) の一部を次のように改正する。

第6条中「市長室」を「総務部」に改める。

(秩父市消防組織等審議委員会条例の一部改正)

9 秩父市消防組織等審議委員会条例(平成17年秩父市条例第261号)の一部 を次のように改正する。

第6条中「市長室」を「総務部」に改める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

行政組織の事務分掌の見直しを行うことにより、事務事業の効率的執行を図るため。

議案第88号

秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秩父市個人番号の利用に関する条例(平成27年秩父市条例第47号)の一部を 次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3	市長	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成17年秩父
		市条例第170号)による医療費の支給に関する事務であって規
		則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

1 7	市長	秩父市重度心身障害者医療費支給に関	地方税関係情報であって
		する条例による医療費の支給に関する	規則で定めるもの
		事務であって規則で定めるもの	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴い、利用者の手続き負担を軽減するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第89号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例(平成17年秩父市条例第67号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.6」を「100分の6」に改める。

第4条中「100分の30」を「100分の15」に改める。

第5条中「1万500円」を「18,000円」に改める。

第5条の2第1号中「17,500円」を「1万円」に改め、同条第2号中「8,750円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「13,125円」を「7,500円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「8,500円」を「1万円」に改める。

第8条中「100分の1.2」を「100分の1.8」に改める。

第9条中「9,500円」を「1万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」 に改め、同項第1号ア中「7,350円」を「12,600円」に改め、同号イ (ア) 中「12,250円」を「7,000円」に改め、同号イ(イ) 中「6,1 25円」を「3,500円」に改め、同号イ(ウ)中「9,188円」を「5,2 50円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「7,000円」に改め、同号エ中 「6,650円」を「7,000円」に改め、同項第2号ア中「5,250円」を 「9,000円」に改め、同号イ(ア)中「8,750円」を「5,000円」に 改め、同号イ(イ)中「4,375円」を「2,500円」に改め、同号イ(ウ) 中「6,563円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「4,250円」を「5, 000円」に改め、同号エ中「4,750円」を「5,000円」に改め、同項第 3号ア中「2,100円」を「3,600円」に改め、同号イ(ア)中「3,50 0円」を「2,000円」に改め、同号イ(イ)中「1,750円」を「1,00 0円」に改め、同号イ(ウ)中「2,625円」を「1,500円」に改め、同号 ウ中「1,700円」を「2,000円」に改め、同号エ中「1,900円」を 「2,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「1,575円」を「2,700 円」に改め、同号イ中「2,625円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「4, 200円」を「7,200円」に改め、同号エ中「5,250円」を「9,000

円」に改め、同項第2号ア中「1,275円」を「1,500円」に改め、同号イ中「2,125円」を「2,500円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「4,00円」に改め、同号エ中「4,250円」を「5,000円」に改める。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定 は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の秩父市 国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税につい て適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税水準の統一に向けた段階的な税率 改正について、所要の改正を行いたいため。

議案第90号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秩父市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手続及び効果に関する条例(平成17年秩父市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降級に関する経過措置)

- 3 当分の間、秩父市一般職職員の給与に関する条例附則第14項の規定による 措置については、法第27条第2項の規定によるその意に反する降給とみなし て、次項の規定を適用する。
- 4 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該 措置の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。 (秩父市職員の定年等に関する条例の一部改正)
- 第3条 秩父市職員の定年等に関する条例(平成17年秩父市条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条-第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)
- 第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、秩父市立病院、秩父市浦山出張診療所及び大滝国 民健康保険診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年 齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を 当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」 を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項及び第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず、公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障を生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることが

できる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第3条第2項に規定する医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。
 - (1) 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) 第7条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職
 - (2) 前号に掲げる職との均衡上必要があると認められる職として市長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督勤務上限年齢は、年齢60年 とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下 この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第1 3条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものの ほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任 又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において 「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職 に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする 職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等する際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が

属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例) 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない

年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長 する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、 あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、 当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、 他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される 職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職す る場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年 秩父市条例第 号)第3条の規定による改正前の秩父市職員の定年等に関する 条例(以下「旧条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に対する第3 条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、 同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することになった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(秩父市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年秩父市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令を受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条 例第42号)の一部を次のように改正する。 第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、 「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」 を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第5項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)及び育児短 時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び 任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員等及び育 児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員 足び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 秩父市職員の育児休業等に関する条例(平成17年秩父市条例第43号) の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員
- 第9条に次の1号を加える。
- (3) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職が占める職員

第16条の表中

Г				
ı	第4条第	とする	に、算出率を乗じ	
	10項		て得た額とする	
	第4条の	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関	勤務時間等条例	を
	2	する条例(平成17年秩父市条例第42		
		号。以下「勤務時間等条例」という。)		

第4条第	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関	勤務時間等条例	
10項	する条例(平成17年秩父市条例第42		
	号。以下「勤務時間等条例」という。)		に、
	とする	に、算出率を乗じ	
		て得た額とする	ı

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「第4条の2」を「第4条第10項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再 任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第14項の規定が適用される育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項の規定の適用については、 同項中「)とする」とあるのは、「) (当該額に勤務時間条例が適用される者 にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務 時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする」 とする。

(秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「採用された」を「採用される」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定によ

り異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。) を延長された 管理監督職を占める職員

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「「2号給」」を「次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

行政職給料表、医療職給料表 (2) 及び医療職給料表 (3)	2号給
の適用を受ける職員であって、55歳を超えるもの(60歳	
を超える職員を除く。)	
行政職給料表、医療職給料表 (2) 及び医療職給料表 (3)	0
の適用を受ける職員であって、60歳を超えるもの	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって、55歳を	2 号給
超えるもの	

第4条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第2項第1号中「算定したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(前

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の3第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任 用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の6第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に 改め、同条中「第8条」を「第4条(第3項及び第10項を除く。)及び第8条」 に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 附則に次の8項を加える。

- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年秩父市条例第号)第3条の規定による改正前の秩父市職員の定年等に関する条例(平成17年秩父市条例第38号)(以下「旧定年等条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあっては、65歳)に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 及び非常勤職員
 - (2) 旧定年等条例等第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (3) 秩父市職員の定年等に関する条例(以下この項において「定年等条例」という。) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年 等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職

員を除く。)

- 16 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額 との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最 高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項 中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定によ り当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受け る給料月額」とする。
- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第14項の規定を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第1 4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支 給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職 員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じ て算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第1 6条の3第5項(第16条の6第4項において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第16 項、第18項及び第19項の規定により支給される給料の額との合計額」とす る。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、 同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前	基準給							
再任用	料月額							
短時間	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職	187, 7	215, 2	255, 2	274, 6	289, 7	315, 1	356, 8	389, 9
員	00	00	00	00	00	00	00	00

別表第2医療職給料表ア医療職給料(1)中「再任用職員以外」を「定年前再 任用短時間勤務職員以外」に改め、 同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職	円	円	円
員	393, 000	466, 000	565, 900

別表第2医療職給料表イ医療職給料(2)中「再任用職員以外」を「定年前再 任用短時間勤務職員以外」に改め、 同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
任用短時	月額	月額	月額	月額	月額
間勤務職	円	円	円	円	円
員	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800

別表第2医療職給料表ウ医療職給料(3)中「再任用職員以外」を「定年前再 任用短時間勤務職員以外」に改め、 同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
任用短時	月額	月額	月額	月額	月額
間勤務職	円	円	円	円	円
員	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

(秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年秩父 市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任 用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年秩父市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(秩父市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 秩父市職員の再任用に関する条例(平成17年秩父市条例第36号)は、 廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規 定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の秩父市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の秩父市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和1 1年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から 基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条 に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準 日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年) を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年で

ある職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は 前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをい

- う。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢 到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務 を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で 定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時 勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある 者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫 定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲 内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採 用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以 前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第 5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採 用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による 任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、 当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す 事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定 再任用職員の同意を得なければならない。

- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(新条例第13条に規定する組合をいう。以下同じ。)における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、 組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあ る者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年 に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考によ り、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用するこ とができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を

- 除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合において、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。 (令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が 施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する 定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び 職員)

- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職 が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職 に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定によ

り勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60年とする。

(秩父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員で新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を 占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定に よる改正後の秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に 規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の秩父市職員 の育児休業等に関する条例第20条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職 員等とみなして、同条例の規定を適用する。

(秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次号において「令和3年改正地方公務員法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」と、同項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるの

は「令和3年改正地方公務員法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第15条 第8条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 2 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、 当該職員が新給与条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用 される新給与条例第3条第2項に規定する給料表(第4項において「給料表」と いう。)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給 与条例第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第 1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短 時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とす る」とあるのは、「に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2 条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給 与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第1 6条の3第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第16条の6第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同

項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年秩父市条例第一号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 8 新給与条例第4条(第3項及び第10項を除く。)及び第8条から第9条の2 までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第91号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

- 第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門 的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる 場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事 させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考 により任期を定めて採用することができる。
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該 専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職 員を内部で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合
 - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる専門的な知識経験を 必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知 識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事

させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に 掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の 業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要で あるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例 第42号)第17条の規定による介護休暇の承認
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条 第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲 げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合そ の他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された 職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の 規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。 (任期の更新)

- 第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5 年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は 短時間勤務職員の任期が3年(前条に掲げる場合に該当するときにあっては、5 年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職 員又は当該短時間勤務職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内 において、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)		
1	376,000		
2	422,000		
3	472,000		
4	5 3 3, 0 0 0		
5	608,000		

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の 度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、次に定める号給に 決定する。
 - (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
 - (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に 従事する場合 2号給
 - (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
 - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難 な業務に従事する場合 4号給
 - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難 な業務で重要なものに従事する場合 5 号給
- 3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項 の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第

- 17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当 の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号。以下「給与条例」という。)別表第1の表に掲げる給料月額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

- 第9条 給与条例第3条、第3条の2、第4条、第7条から第9条の2まで、第1 3条、第13条の2、第14条第2項及び第16条の6の規定は、特定任期付職 員には適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第2項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 (秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を「秩父市一般職の任期付職員の採用等に関す

る条例(令和4年秩父市条例第 号)第4条」に改める。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 秩父市職員の育児休業等に関する条例(平成17年秩父市条例第43号)の一 部を次のように改正する。

第16条の表第10条第2項第2号の項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員についての秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の特例)

第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秩父市条例第 号)第7条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第4条の次に次の1条を加える。
 - 第4条の2 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年秩父市 条例第 号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付 短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条 第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条第2項第2号及び第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」 の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第16条の8の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の9 第7条の2から第9条の2までの規定は、任期付短時間勤務職員 には適用しない。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、複雑、高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに対応したいため。

議案第92号

秩父市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本 となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進 し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮 らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
 - (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
 - (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を軽減し、又は回復し、 再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいう。
 - (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報 道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪 被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被 害をいう。
 - (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者 等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
 - (7) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
 - (8) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。
 - (1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよ

- うになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行うこと。
- (2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏ま えて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的 被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実 施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努 めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう 努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

- 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。
- 2 市は、前項の相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び 調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した者(当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限る。以下同じ。)の遺族又は犯

罪行為により傷害を受けた者(当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時に おいて市内に住所を有していた者に限る。以下同じ。)に対し、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 犯罪行為により死亡した者の遺族 遺族見舞金30万円
- (2) 犯罪行為により傷害を受けた者 傷害見舞金10万円 (人材の育成等)
- 第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

- 第10条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その 活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 (市民及び事業者の理解の増進)
- 第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見 及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させる よう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した 者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

犯罪被害者等を支援するための施策の基本理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進したいため。

議案第93号

令和4年度秩父市一般会計補正予算(第6回)

令和4年度秩父市一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,614 千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,449,967 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正額	計
14 分担金及び負担金		179,136	1,600	177,536
	1 負 担 金	179,136	1,600	177,536
15 使用料及び手数料		451,630	16,000	435,630
	1 使 用 料	300,132	16,000	284,132
16 国庫支出金		5,099,410	59,382	5,158,792
	1 国庫負担金	3,188,312	54,303	3,242,615
	2 国庫補助金	1,899,149	5,079	1,904,228
17 県支出金		1,826,442	31,421	1,857,863
	1 県負担金	1,122,689	27,151	1,149,840
	2 県補助金	507,170	4,270	511,440
18 財産収入		120,478	5,400	125,878
	1 財産運用収入	86,787	5,400	92,187
20 繰入金		2,042,421	78,650	1,963,771
	1 繰 入 金	2,042,421	78,650	1,963,771
22 諸 収 入		407,095	4,433	411,528
	4 受託事業収入	102,048	4,433	106,481
23 市 債		1,692,443	30,000	1,662,443
	1 市 債	1,692,443	30,000	1,662,443
歳入	合 計	32,475,581	25,614	32,449,967

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		224,826	10,751	214,075
	1 議 会 費	224,826	10,751	214,075
2 総 務 費		4,128,138	140,064	3,988,074
	1 総務管理費	3,447,682	141,971	3,305,711
	2 徴 税 費	334,242	11,067	323,175
	3 戸籍住民基本台帳	188,464	11,359	199,823
	費 4選挙費	127 052	F 620	122 214
	4	137,852 18,391	5,638 7,253	132,214 25,644
3 民 生 費	0 監旦安貝貝	11,515,621	85,092	11,600,713
		5,883,759	94,269	5,978,028
	2 児童福祉費	4,454,605	4,224	4,458,829
	3 生活保護費	1,159,536	8,297	1,151,239
	4 国民年金費	16,427	5,104	11,323
 4 衛 生 費	7 国以十並貝	3,405,367	9,264	3,414,631
	 1 保健衛生費	1,146,790	4,626	1,142,164
	3 清 掃 費	600,098	13,640	613,738
	5 聖地公園費	89,799	250	90,049
 6 農林水産業費	O TROUM	649,705	1,271	650,976
7871137,225132	1 農 業 費	350,972	2,879	353,851
	2 林 業 費	298,733	1,608	297,125
7 商 工 費		1,339,324	667	1,338,657
	1 商 工 費	1,339,324	667	1,338,657
8 土 木 費		2,160,106	70,716	2,089,390
	1 土木管理費	226,434	20,817	205,617
	2 道路橋りょう費	948,518	2,255	950,773
	4 都市計画費	829,270	44,166	785,104
	5 住 宅 費	132,404	7,988	124,416
10 教育費		2,215,415	50,625	2,266,040
	1 教育総務費	562,286	22,045	540,241
	2 小学校費	410,820	70,824	481,644
	3 中学校費	259,919	16,950	276,869
	4 幼稚園費	32,627	1,020	31,607
	5 社会教育費	419,446	19,760	399,686
	6 保健体育費	530,317	5,676	535,993
13 諸支出金		1,764,762	50,000	1,814,762
	1 基 金 費	1,764,762	50,000	1,814,762

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予 備 費		134,428	332	134,760
	1 予 備 費	134,428	332	134,760
歳 出	合 計	32,475,581	25,614	32,449,967

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期間
電算機等使用料 (図書館情報システム)	令和5年度から 令和10年度まで
公用車購入費 (公害調査用車両)	令和5年度
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市地場産業センター)	令和5年度から 令和6年度まで
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和4年度交付決定者分)	令和5年度から 令和8年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (大滝温泉遊湯館)	令和5年度
芝桜対策事業業務委託料	令和5年度
芝桜の丘料金徴収業務委託料	令和5年度
学校給食賄材料費	令和5年度

(単位:千円)

限	度	額
	28,908	
	3,000	
	80,000	
	7,570	
	7,200	
	97,040	
	17,721	
	275,066	

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額	
2 総務費	4 選挙費	県議会議員選挙事業	5, 2	90
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	236, 9	36
6 農林水産業費	2 林業費	森林管理道杉ノ峠線改良事業	8, 8	300
7 商工費	1 商工費	大滝温泉遊湯館改修事業	58, 8	59
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線51号線新設改良事業	13, 0	000
9消防費	1 消防費	太田地内防火水槽築造事業	6, 6	00
10 教育費	4 幼稚園費	荒川幼稚園解体工事測量事業	1, 3	50
	5 社会教育費	吉田分館空調機更新事業	5, 5	00

余 白

第 4 表 地方債補正

(変更)

+1 # 0 1 #			補	正	前
起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	
1 過疎地域持続的発展特別事業費	65, 000	普通貸借又 は証券発行	年5.0% (ただし、利率 借り入れる資金 率の見直しを行 ては、当該見正	☑見直し 全につい 行った後	て、利 におい

(単位:千円)

				(単位・1円)
		補	正 往	发
償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	35, 000	補正前に同	Ľ.	

議案第94号

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,275 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,761,895 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,572 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,826 千円とする。
- 2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (事業勘定)

(単位:千円)	
---------	--

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
3 県支出金		4,783,963	131,112	4,915,075	
	1 県補助金	4,783,962	131,112	4,915,074	
5 繰 入 金		696,999	837	696,162	
	1 他会計繰入金	696,999	837	696,162	
歳 入	合 計	6,631,620	130,275	6,761,895	

2 歳 出(事業勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		106,932	672	106,260
	1 総務管理費	102,511	672	101,839
2 保険給付費		4,731,018	130,947	4,861,965
	1 療養諸費	4,098,658	85,837	4,184,495
	2 高額療養費	606,070	44,515	650,585
	6 傷病手当諸費	630	595	1,225
7 諸支出金		29,958	500	30,458
	1 償還金及還付加算	8,020	500	8,520
	金			
8 予 備 費		30,444	500	29,944
	1 予 備 費	30,444	500	29,944
歳 出	合 計	6,631,620	130,275	6,761,895

3 **歳** 入(診療施設勘定)

(単位:千円) 款 項 補正前の額 補 正額 計 4 繰 入 金 57,347 10,572 46,775 1 他会計繰入金 57,347 10,572 46,775 118,826 歳 λ 計 129,398 10,572 合

4 歳 出(診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		79,324	10,572	68,752
	1 施設管理費	79,204	10,572	68,632
歳 出	合 計	129,398	10,572	118,826

議案第95号

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第2回)

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,881 千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,969,986 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2 国庫支出金		1,571,229	214	1,571,015	
	2 国庫補助金	470,823	214	470,609	
4 県支出金		957,542	107	957,435	
	2 県補助金	42,301	107	42,194	
6 繰 入 金		1,229,031	9,202	1,238,233	
	1 一般会計繰入金	1,059,031	9,202	1,068,233	
歳入	合 計	6,961,105	8,881	6,969,986	

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		186,041	9,309	195,350
	1 総務管理費	117,732	9,309	127,041
3 地域支援事業費		318,889	557	318,332
	3 包括的支援事業・	48,610	557	48,053
	任意事業費			
6 予 備 費		32,721	129	32,850
	1 予 備 費	32,721	129	32,850
歳出	合 計	6,961,105	8,881	6,969,986

議案第96号

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回) 令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歲出予算補正

1 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業		73,542	86	73,628
費	1 総 務 費	73,542	86	73,628
3 予 備 費		29,376	86	29,290
	1 予 備 費	29,376	86	29,290
歳 出	合 計	166,840	0	166,840

議案第97号

令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2回) 令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2回)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歲出予算補正

1 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		15,761	173	15,588
	1 総務管理費	15,761	173	15,588
5 予 備 費		8,023	173	8,196
	1 予 備 費	8,023	173	8,196
歳 出	合 計	221,584	0	221,584

議案第98号

令和4年度秩父市立病院事業会計補正予算(第1回)

- 第1条 令和4年度秩父市立病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めると ころによる。
- 第2条 令和4年度秩父市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入 第 1 款 病院事業収益 3,088,471 千円 83,601 千円 3,172,072 千円

第 2 項 医業外収益 245,408 千円 83,601 千円 329,009 千円 支 出

第 1 款 病院事業費用 3,212,449 千円 \triangle 48,160 千円 3,164,289 千円 第 1 項 医 業 費 用 3,167,979 千円 \triangle 48,160 千円 3,119,819 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 67,113千円」を「不足する額 62,529千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 66,813千円」を「過年度分損益勘定留保資金 62,229千円」に改め、収入の部第1款中第3項を第4項とし、第2項の次に第3項として「補助金」を加え、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入

第1款 資本的収入 102,779 千円 4,584 千円 107,363 千円 第3項 補助 金 0 千円 4,584 千円 4,584 千円

第4条 予算第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下 ば、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
						千円
医事業務委託料		令和	5年度	8	5, 8	0 0

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 1,914,048 千円 △87,368 千円 1,826,680 千円

令和4年11月22日提出

 秩 父 市 長
 北 堀
 篤

議案第99号

令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算(第1回)

- 第1条 令和4年度秩父市下水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定める ところによる。
- 第2条 令和4年度秩父市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条 に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 計) IJΔ 入

第1款 公共下水道事業収益 1,094,616 千円 5,616 千円 1,100,232 千円 第2項 営業外収益 500,066千円 5,616千円 505,682千円 支 Ж

第1款 公共下水道事業費用 1,049,718 千円 11,035 千円 1,060,753 千円 第1項 営 業 費 用 985,966 千円 10,992 千円 996,958 千円 第2項 営業外費用 63, 152 千円 43 千円 63, 195 千円 第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 347、254千円」を「不足 する額 341,771千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支 調整額 9,957千円、当年度分損益勘定留保資金 236,622千円、 減債積立金 100,675千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 9,979千円、当年度分損益勘定留保資金 241,300千 円、減債積立金 90,492千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとお り補正する。

> (既決予定額) (補正予定額) (計) (科 目) 支 H

第1款 資本的支出 717,419千円 $\triangle 5,483$ 千円 711,936千円 第1項 建設改良費 308,455千円 △1,903千円 306,552千円 第2項 企業債償還金 408,864千円 △3,580千円 405,284千円 第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(既決予定額) (補正予定額) (計) (科 目) (1)職員給与費 117,670 千円 △4,917 千円 112,753 千円

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

76